

米国トランプ政権による「OECD Global Tax Deal」に関する大統領令の発出 —デジタル課税第1の柱／利益Aへの影響、および第1の柱／利益Bに関する最新動向について—

February 2025

In brief

2025年1月20日に発足した米国トランプ政権は、政権発足初日、複数の大統領令（行政府に対する大統領令であり、法の効力を有する）に署名し¹、世界の租税・貿易政策についてバイデン政権からの明確な方向転換を示唆しました。

このうち「OECD Global Tax Deal」に関する大統領令は、米国による前政権下での合意を実質的に無効化する内容であり、これにより、OECDが主導してきた新たな国際課税の枠組み（デジタル課税／第1の柱および第2の柱）の議論からの事実上の離脱を意味します。

本ニュースレターでは、「OECD Global Tax Deal」に関する大統領令の概要およびデジタル課税第1の柱／利益Aへの影響、ならびに第1の柱／利益Bに関する最新動向について解説します。

In detail

1. 「OECD Global Tax Deal」に関する大統領令の概要

「OECD Global Tax Deal」に関する大統領令は、財務長官とOECD米国常駐代表に対し、OECDに対して、「OECD Global Tax Deal」に関するバイデン政権の米国を代表するいかなる公約も、「OECD Global Tax Deal」の関連条項を採択する議会の行動がない限り、米国国内では効力を有しないことを通知するよう指示しています。

また、財務長官が、米国通商代表部(USTR)と協議の上、諸外国が米国との租税条約を遵守しているかどうか、また、制定済みまたは制定過程にある租税規則が米国企業に不均衡な影響を与えるような域外適用となる租税規則を設けているか否かについて調査を行い、そのような不遵守や税制に対して米国が実施し得る保護措置の選択肢のリストを60日以内にトランプ大統領に提示するよう指示しています。

¹The White House <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/01/the-organization-for-economic-co-operation-and-development-oecd-global-tax-deal-global-tax-deal/>

2. 第1の柱／利益Aおよびデジタルサービス税(DST)への影響

第1の柱／利益Aについては、経済のデジタル化から生じる税制上の課題に対応する国際協調の枠組みとして、大規模かつ収益性の高い多国籍企業グループを対象に、物理的な拠点の有無にかかわらず事業活動を行って利益を稼得している市場国に対する新たな課税権の配分に関する枠組みについて議論が進められてきました。2023年10月、利益Aを実施するための多国間条約(MLC)について、独自のデジタルサービス税(DST)および類似の措置の撤廃または新規導入停止に係る規定を含む、IFでの現在の合意を反映したテキストが公表されています²。

利益Aを実施するためのMLCの発効要件については、米国に実質的な拒否権のある仕組みとなっており、米国の批准なしにMLCは発効せず、利益Aを実施するMLCの実現はほぼ不可能となったものと考えます。今後の動向として、利益A／MLCの失効に伴い、現在、MLCの発効を前提として凍結されている独自のデジタルサービス税(DST)の導入の動きが想定されます。

DSTについては、米国は、2021年に、欧州5カ国およびインド・トルコとの間で、MLC発効を条件として、制裁関税の発動を取り下げることで合意しています。カナダは2024年6月に新たにDSTを制定しましたが、米国USTRは、カナダのDSTは米国企業を特別視しているとして、米国・メキシコ・カナダ協定(United States-Mexico-Canada Agreement:USMCA)に基づき、米国がカナダとの紛争解決協議を要請したことを明らかにしています。今回のトランプ政権による大統領令の発令により、米国が新たにDSTを導入した国に対して関税引き上げなどの報復的措置を取る可能性も想定され、今後のDSTの導入を巡って政治的な紛争発生リスクが懸念されます。

3. 利益BおよびIF共同議長報告について

(1) IF共同議長報告および利益Bの動向について

また、2025年1月13日、OECDより、包摂的枠組み(Inclusive Framework:以下、「IF」)共同議長からの報告として、第1の柱の進捗状況に係る最新情報が公表され³(以下、「IF共同議長報告」)、加盟国のうち1カ国が、利益A／MLCと利益Bを第1の柱を合意パッケージとして議論すべきと主張し、両者の相互関係についてMLCへの参加と利益Bの導入を不可分として、二国間租税条約が締結されているMLC締約国間における利益Bの適用を主張しているとしています。

前述の第1の柱全体を合意パッケージとして議論すべきとの主張は米国によるものと想定され、利益Bの適用により基礎的なマーケティング・販売活動を行う市場国での利益率を一定の利益水準以下に固定させる意図と想定されますが、今回のトランプ大統領令を踏まえると、第1の柱パッケージに係る議論自体成り立たないこととなります。

一方で、利益Bに関する最新の動向としては、2024年12月、米国財務省および米国内国歳入庁がNoticeを公表し⁴、利益B最終報告書と整合的な簡素化・合理化アプローチを少なくともセーフハーバーとして導入する意向が示されました。利益Bに関するトランプ政権の姿勢については不明ですが、2024年2月にOECDより

² OECD <https://www.oecd.org/tax/beps/inclusive-framework-releases-new-multilateral-convention-to-address-tax-challenges-of-globalisation-and-digitalisation.htm>

³ OECD <https://www.oecd.org/en/about/news/announcements/2025/01/pillar-one-update-co-chair-statement-oecd-q20-inclusive-framework-on-beps.html>

⁴ PwC 税理士法人 Transfer Pricing News「デジタル課税第1の柱／利益B 米国財務省および米国内国歳入庁による移転価格に係る簡素化・合理化アプローチに関する規則案に係るNoticeの公表」参照
<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/news/tax-transfer-pricing/tp-report20250106.html>

公表された利益 B 最終報告書では、各国の選択適用として、導入国は 2025 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度から適用可能とされています。

(2) 利益 B に関する残された未解決の論点について

IF 共同議長報告では、利益 B に関する未解決の論点に関する議論の進捗状況についても報告され、以下のとおりとされています。

- a. MLC と利益 B との相互関係をどのように適切に反映されるか
- b. 利益 B の対象となる取引について紛争件数の少ない国を除外するためのスクリーニング基準
- c. 基礎的なマーケティング・販売活動から通常得られる利益を著しく超える利益を生じさせることが想定される取引について、当該取引を適用対象取引から除外するための選択的な定性的基準に係る要件
- d. 一定の IF 加盟国においては、現行の Pricing Matrix が当該国での基礎的なマーケティング・販売活動を行っている納税者に対して不適切な結果をもたらすと考えているとしており、当該国の懸念に対処するための方策

上記項目のうち a.～c. の 3 項目に関する議論は概ね順調に進んでいるものの、d. の論点については、現在のところ現実的な解決策の目途が立っていないとしています⁵。

The takeaway

米国トランプ政権による「OECD Global Tax Deal」により、米国は利益 A／MLC を含む OECD が主導してきた新たな国際課税の枠組みの議論から事実上離脱すると考えられるものの、利益 B については、米国も OECD による利益 B 最終報告書と整合的な簡素化・合理化アプローチを少なくともセーフハーバーとして導入する意向を示しています。

我が国は、令和 7 年度税制改正大綱においては 2025 年度の利益 B の導入を見送りましたが、グローバルで米国のような動きが進めば、今後、我が国を含め利益 B の導入国が想定より広がる可能性があります。我が国企業も、利益 B については、各国の動向に注視していくとともに、移転価格ポリシーの検証・見直しなど実際の導入を見据えた検討・準備を進めていく必要があると考えます。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人 デジタル経済課税対応支援チーム

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

Email: jp_tax_pr-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー
白土 晴久

顧問
岡田 至康

パートナー
浅川 和仁

⁵ IF 加盟国間での現行の Pricing Matrix の利益水準に対する異なる見解に対する解決策として、例えば、利益 B の適用を下限値を下回る利益を計上する販売事業者に限定し、上限値を上回る利益を計上する販売事業者については代替的アプローチの適用を検討するなどの解決策も提案されているとしている。

パートナー
船谷 晃一

パートナー
神保 真人

パートナー
沼尻 雄樹

パートナー
武田 恭世

ディレクター
城地 徳政

過去のニュースレターのご案内

[過去のニューレターを読む](#)

ニュースレター配信のご案内

PwC Japan グループでは、会計基準や税制、法令等に関するニュースレターを発行しております。

[配信を登録する](#)

e-learning のご案内

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コースを通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

[お申し込み・詳細](#)

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)とっています。私たちは、世界 149 カ国に及ぶグローバルネットワークに 370,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2025 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.